

特定非営利活動法人

こどもたちのこどもたちのこどもたちのために 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を[REDACTED]に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こどもたちのこどもたちのこどもたち つまり将来にわたり人々がいかに幸せになれるかを考え、行動し、実現していくことを目的とします。最新の科学技術、医療技術や農業技術などについての教育普及活動を行い個々人の判断能力を高め、遺伝的要因や環境要因がわれわれの幸せにどのように影響するかなど次世代型の健康管理方法を研究し、生活者が身近なところで農業に親しむ機会を創出することで農業を支援する活動を行い、地方自治体などへの提案活動などを通して、将来人々が相互に尊敬し合い幸せを増幅できる環境を整備していきます。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 科学技術の振興を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 消費者の保護を図る活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 教育普及活動： こどもたちへのリーダーシップ教育セミナー・プログラムの主催、こどものための検定、SR 活動、先端科学技術等の教育セミナー・プログラムの主催など。
- ② 次世代型健康管理手法研究： 遺伝子検査などの先端医療技術を、疾病の予防や健康の増進にどのように役立てるかを研究する。検査会社、研究機関、保険会社等に対してのプラットフォーム支援等も行う。
- ③ 農業支援活動： 生活者が身近なところで農業に親しむ機会を創出する。Web サイトなどプラットフォーム支援等も行う。
- ④ 地方自治体への提案活動： 全国の各自治体の課題を解決（高齢化への対応、プライマリーバランス収支の改善、観光による収益基盤の確立、生活者の満足度向上など）する分析、提案等を行う。

(2) その他の事業

- ① 飲食事業
- ② 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業の実現に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下 法 という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 尚、暴力団員等の反社会的活動をしている者及びその団体に所属する者の入会は、これを認めない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 この法人の設立後三年以内に入会した会員は、退会の際に入会金の返還を請求することができる。
(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 20 人以内
- (2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、2 人以内の副理事長を置くことができる。
(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、この法人の会員のなかから総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末 後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

ない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 通常総会は事業年度末の翌日から3ヶ月以内に理事長が招集する。
- 3 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による臨時総会開催の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事と監事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 原則として月1回、第4木曜日の開催とする。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の時間、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1 に始まり同年12月31 に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。(50音順)

理事	岩崎重昭
理事	大杉卓也
副理事長	蟹江徹
理事長	小島直樹 (桂川直樹)
理事	小早川渡
理事	佐々木健一朗
理事	長久保敦志
理事	中村雅彦
理事	前田卓也
監事	猿子修司
理事	松島大介
理事	三宅雅之
理事	最上英樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の から 2013 年 12 月 31 までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

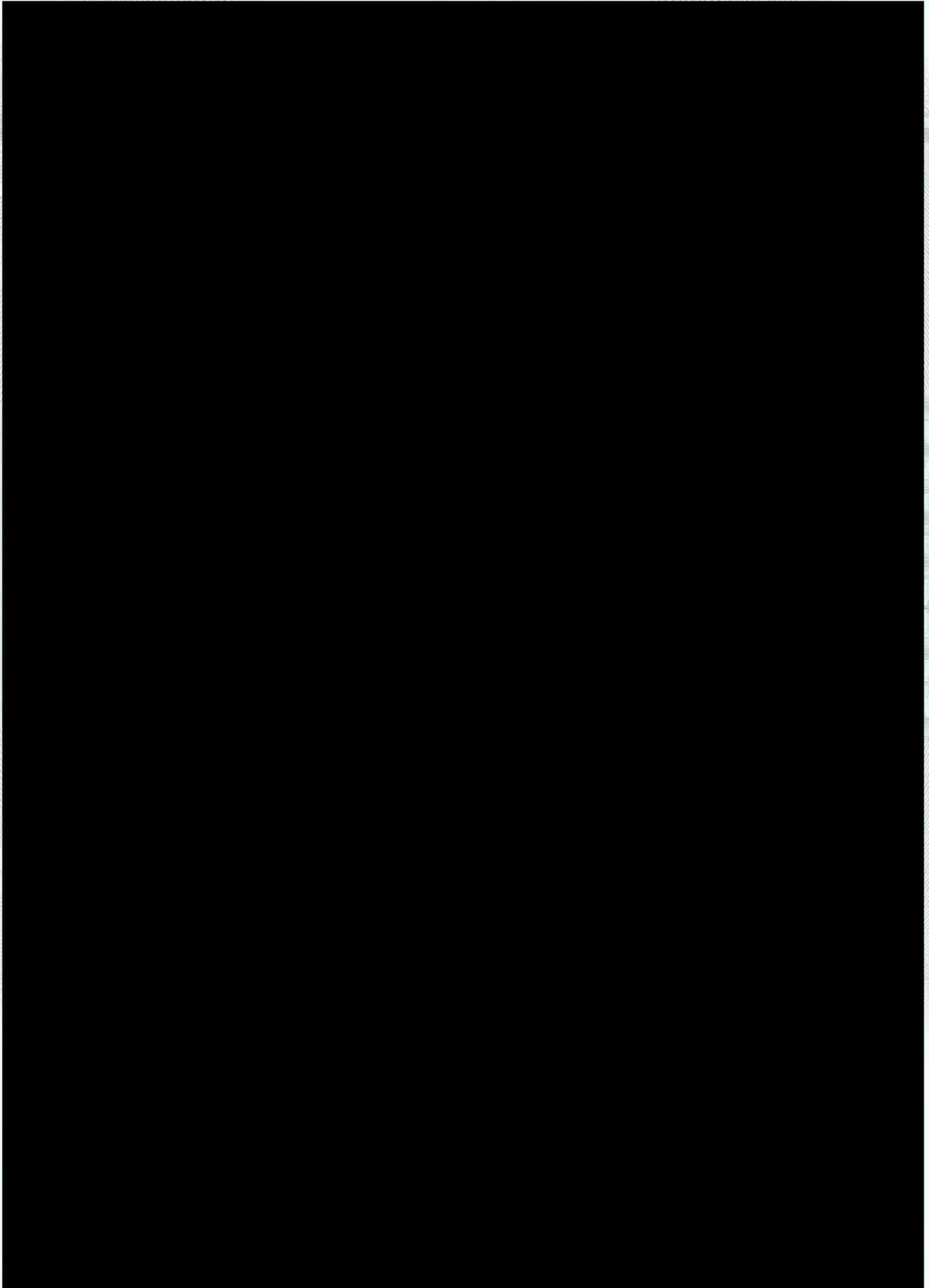
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の から 2012 年 12 月 31 までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

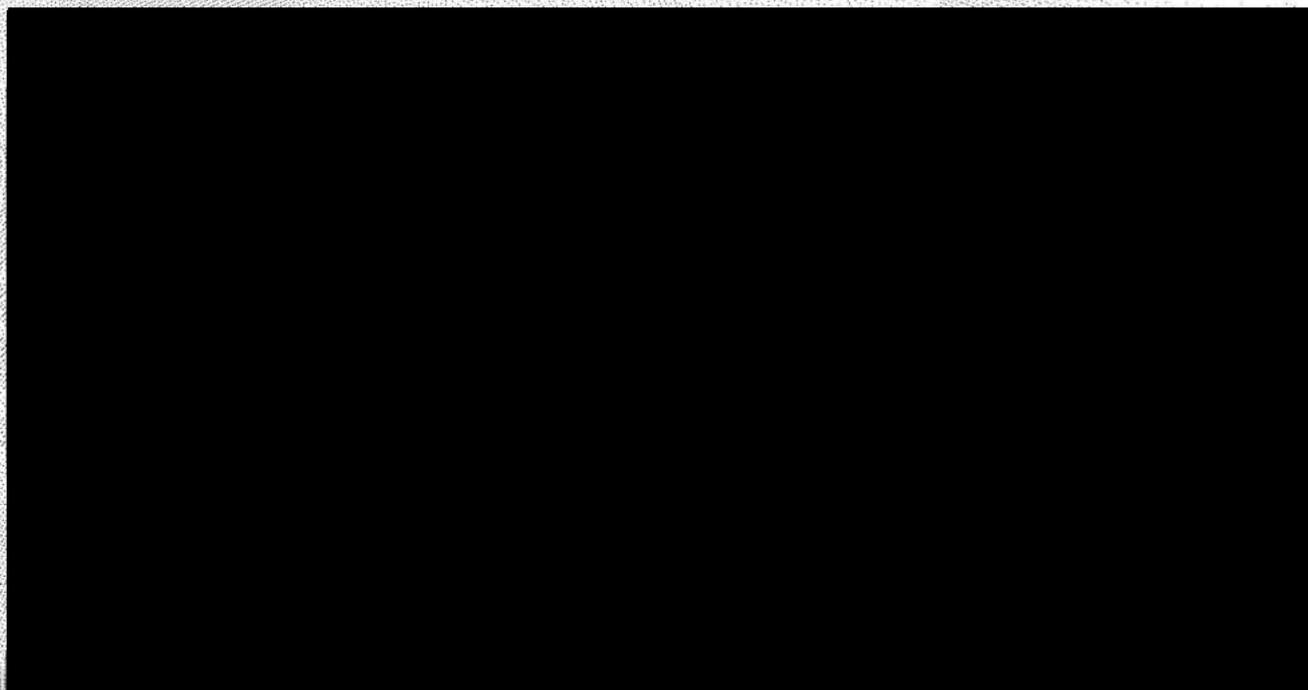
(1) 正会員入会金	10,000 円 (一人あたり)
正会員会費	10,000 円 (一年間分)
(2) 賛助会員入会金	100,000 円 (一口あたり)
賛助会員会費	10,000 円 (一年間分)

履歴事項全部証明書

特定非営利活動法人子どもたちの子どもたちの子どもたちのために



特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために



特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

ヘルプライン規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）が、法人の理事、監事、及び職員（契約社員・パート・アルバイトを含む）（以下、社員）等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(責任者)

第2条 この規程に関わる業務の責任者は理事長とする。

(社員等の責務)

第3条 当社の全ての社員等は、法人内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

(相談窓口及び通報窓口)

第4条 通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口（以下、相談窓口）を事務局に設置する。

2. 通報を受け付ける窓口（以下、通報窓口）を事務局に設置する。
3. 事務局でこの窓口ができるまではコンプライアンス責任者が担当する。

(相談者及び通報者)

第5条 相談窓口及び通報窓口の利用者は、法人の社員等、社員等であった者及び法人の取引事業者の役員及び社員等とする。

(通報対象行為)

第6条 通報窓口は、法人の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理綱領違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

(情報共有の範囲)

第7条 相談又は通報において知り得た情報は、事務局及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

(利益相反関係の排除)

第8条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

(通報の方法)

第9条 相談窓口及び通報窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報受付における配慮)

第10条 通報窓口は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

(通報受領の通知)

第11条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。

(通報内容の検討)

第12条 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

(調査)

第13条 通報された事項に関する事実関係の調査は事務局が行う。

2. 事務局長は、調査する内容に応じ、関連する社員、組織のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

3. 事務局でこの調査ができるまではコンプライアンス責任者が担当する。

(調査における配慮)

第14条 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第15条 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

(進捗状況の通知)

第16条 通報窓口は、調査中、被通報者(不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。)や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

(調査結果)

第17条 通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

(是正措置)

第18条 法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(社内処分)

第19条 法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

(是正結果の通知)

第20条 法人は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

(フォローアップ)

第21条 通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

(通報者等の保護)

第22条 何人も、相談者及び通報者(以下 通報者等 という。)が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2. 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。

3. 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(通報者等の秘密及び個人情報等の保護)

第23条 法人、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

2. 法人、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

3. 法人は、正当な理由なく前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第24条 不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談業務又は通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者等の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

(所管)

第25条 本規程の所管は事務局とする。

2. 事務局での体制が整わない場合はコンプライアンス責任者とする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(仕組みの周知等)

第27条 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス(法令遵守)の重要性について、当社の役員、社員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。

2. 法人は、相談業務又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修等を行う。

(見直し)

第28条 法人は、本規定に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

監事監査規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）の事務事業の執行を監査し、その結果を報告及び公表することにより、法人の健全なる運営に資することを目的とする。

(監査の業務)

第2条 監事は、法人事業に対し、広い知識と深い理解を持ち、正当な注意をもって、監査の実施及び報告書の作成を行い、監査の成果をあげるよう努めなければならない。

2 監査を行うにあたっては、対象事項の事務の執行が、法令、規則、規程及び基準、通知等に準拠して行われているかどうかを確かめ、積極的指導的監査を実施する。

3 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うにあたっては、常に公正な態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査実施通知)

第3条 監査を行うにあたっては、特別の場合を除き、対象となる当事者に対し、期日、場所等を予め通知し、事前にその資料等の提出を求める。

(監査の講評)

第4条 監査の報告前に、原則として、その結果を関係責任者に公表し、これに対する弁明または意見を聴取する。

(監査報告)

第5条 監査が終了したときは、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成する。

(1) 監査を実施した監事の氏名

(2) 監査報告日

(3) 監査の方法及び概要

(4) 監査結果

2 監査報告書には、監事監査チェックリスト（別紙）を添付するものとする。

3 監事は、監査報告にあたって、意見を述べることができる。意見を述べる場合は、意見書を添付するものとする。

(資産総額証明書の作成)

第6条 監事は、組合等登記令の定めによる毎年度末における法人の資産総額変更届に添付する資産総額証明書を作成するものとする。

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、監事が決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

2019年度 監査報告書

2019年3月11日

特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために 御中

理事長 小島直樹 殿

特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

監事 猿子 修司

印

私は、特定非営利活動促進法第18条各号の規定に基づき、2018年度（2018年1月1日～2018年12月31日）の特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために、の業務執行の状況および財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、重要な議事録その他の重要書類を閲覧するほか、理事から事業の報告を聴取し、また財産の状況については証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きをおこないました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令及び定款に違反する重大な事実はなく、2018年度の特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために、の理事の業務執行の状況、財産の状況は適正であることを認めます。

以上

監事監査（兼内部統制）チェックリスト

報告日： 年 月 日

監事名：

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
定款	定款基準に準拠しているか。	法人定款と定款準則の照合			
	目的事業・純資産が実態と合致しているか。	法人登記簿謄本と実態との照合			
	定款の変更は、定款に定める所定の手続きを経ているか。	監事の理事会出席、議事録による理事業務執行状況の確認			
役員	欠員が生じていないか。	役員名簿の確認			
	役員名簿及び役員の選任関係書類が整備されているか。	監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認			
	役員は、適格・適任者が選任されているか。				
理事会	理事会の開催は、定款の定めによって行われているか。	理事会の招集に関する書類の確認			
	理事会への欠席が続く理事はいないか。	議事録の確認			
	理事会の要審議事項について審議され、議決されているか。	監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認			
	議事録は正確に記録され、保管されているか。				
事業計画・予算	事業計画（長期・短期・当該年度）は、適切に策定しているか。（総会で不要との決議がされた場合は不要）	議事録の確認			
	新たな債務の発生に無理はないか。 （償還財源は確保されているか。）	事業計画書の確認 予算書の確認			
	予算は事業計画に合致し、収入・支出の積算は妥当か。	監事の理事会・評議員会出席による理事・評議員の業務執行の状況			
	事業計画の変更・補正予算は、妥当かつ適時に行われているか。				

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
現況報告・事業報告・決算	所轄庁に提出する現況報告を閲覧し、法人の状況を把握したか。	現況報告書の確認 議事録の確認 事業計画書の確認 決算書の確認 監事の理事会出席による理事の業務執行の状況の確認			
	・ 事業の内容				
	・ 役員の状況				
	・ 理事会の開催状況				
	・ 基本財産の概要				
	・ 登記の状況				
	事業は、計画どおり実施されたか。				
	決算財務諸表は適正か。				
	・ 資金収支計算書（資金収支計算内訳書）				
	・ 事業活動収支計算書（事業活動収支内訳書）				
	・ 貸借対照表				
	・ 財産目録				
	減価償却の計算は適切か。				
	国庫補助金等特別積立金の積立て、取崩しは適切か。				
収入・支出は適切に行われたか。					
会計処理・契約関係	会計基準・経理規程に基づき、適切に行われたか。	会計帳簿、契約書等収入及び支出に関する証拠書類との照合			
	・ 月次試算表				
	・ 収入、支出決定書類				
	・ 預金・現金残高				
	・ 責任体制（会計責任者、出納職員）				
	契約は適正な方法により行われているか。				
入札が行われた場合、入札記録を確認し、複数の理事、監事あるいは評議員が立ち会っているか。					
資産管理・借入金	固定資産が明確に区分管理されているか。	土地、・建物登記簿謄本・借地契約書等との照合 定款、理事会・評議員会議事録の確認 償還計画と履行状況（寄附金収入）の確認			
	各財産は適正に管理され、処分（貸与、担保提供）等は、所定の手続きを経ているか。				
	敷地が借地の場合は、借地権等が設定（借地契約）されているか。				
	償還は、確実に行われているか。				
	償還財源の確保は、長期的に安定しているか。				

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
寄附金	寄附制限規定に違反していないか。	寄附申込書、領収書(控)の確認 寄附金台帳の確認 預金通帳の確認			
	寄附金の受入れは、寄附者の意向に沿って行われているか。				
職員採用・退職	施設職員の欠員は、速やかに補充されているか。	採用関係書類の確認 就業規則、給与規程、職員名簿と実態の確認 退職関係書類の確認			
	就業規則等に定められた所定の手続きを経ているか。				
	初任給格付け（前歴換算）は適切か。				
	職員の退職は、就業規則に定められた所定の手続きを経ているか。				
	退職事由に問題はないか。				
	退職金等は適正に支払われているか。				
規程整備	必要最低限の規程が整備されているか。	各種規程と実態の確認			
	・定款				
	・倫理規定				
	・旅費交通費規定				
	・法人倫理規程				
	・コンプライアンス規程				
	・リスク管理規程				
	・ヘルプライン規程				
	・個人情報保護基本規程				
	・利益相反管理規程				
	・経理規程				
	・就業規則				
	・給与規程				
	・情報公開規程				
	・文書管理規程				
	・事務局規程				
・実行団体選定規程					
・理事職務権限規程					
その他	法人印及び代表者印は、施錠可能な保管庫等に保管するなど、管理が厳正に行われているか。	印鑑の保管場所、施錠機能の確認、鍵の管理状況			
	行政監査において、口頭又は文書で指摘事項があった場合、改善がされているか。	監査による指摘事項の確認			

	公益事業・収益事業は、事業目的に沿って適正かつ安定的に運営されているか。	公益事業・収益事業関係書類の確認			
	不祥事はないか。				
	その他、理事の業務執行の状況で問題はないか。				
	その他、財産の状況で問題はないか。				

特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、法人の収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(会計処理の原則)

第3条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

(会計の区分)

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(会計責任者)

第6条 会計責任者は会計担当理事とする。

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、会計担当理事が理事長と協議し、決裁を得るものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合には、理事長、理事会の決裁を受けなければならない。

(細則)

第9条 この規程の施行に関する細則は、会計責任者が必要と認めるときは、別にこれを定める。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第10条 貸借対照表及び収支計算書における勘定科目は別に定める。

(会計帳簿)

第11条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第12条 主要簿とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第13条 補助簿とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 借入台帳
- (3) 会員台帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) 寄付金台帳

(帳簿の照合)

第14条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第16条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 決算書類 | 永久 |
| (2) 予算書 | 10年 |
| (3) 会計帳簿 | 10年 |

(4) 契約書・証憑書類 10年

(5) その他の書類 7年

2. 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3. 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2. 出納責任者は会計担当理事が任命し、理事長の承認を必要とする。

(細則)

第19条 出納管理の施行に関する細則は、会計責任者が必要と認めるときは、別にこれを定める。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第20条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(取得価額)

第21条 固定資産の取得価額は次の各号による。

(1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額

(2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第22条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および理事長の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第23条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

(固定資産の管理)

第24条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記および付保)

第25条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第26条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第27条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

(細則)

第28条 固定資産の減価償却および管理の施行に関する細則については、会計責任者が必要と認めるときは、別に定める。

第5章 予 算

(予算の目的)

第29条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

2. 一方で予算を組むことで、不要不急の出費の原因となることがあり、定款に基づき総会での議決事項とする。

(予算編成)

第30条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

2. 予算は収支の目的、性質にしたがって大科目、中科目および小科目に区分する。

3. 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

4. ただし、総会の議決により予算が不要となる場合はこの限りではない。

(予備費)

第31条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上するものとする。

(予算の執行)

第32条

1. 予算の執行にあたって、小科目相互間の予算の流用は理事の承認を得なければならない。
2. 予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第33条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第6章 決算

(目的)

第34条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第35条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 収支計算書
2. 計算書類は理事会および総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）の事業活動における全ての法令および規則を遵守し、社会的信頼と評価の確保ならびに社会的責任の徹底を図るため、コンプライアンスに関する統制方針、体制、行動規範に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス：法令、定款、各種規程に定める諸規定等を遵守すること
- (2) 社員：法人の理事及び監事並びに定款第4章に定める職員
- (3) コンプライアンス事案：法令又は法人の規則に違反し、又は違反するおそれのある事実

(社員の責務)

第3条 社員は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍・民族・宗教・性別・年齢等、いかなる理由によっても個人の尊厳を傷つける行為は行わない。

2. 社員は、第1条の趣旨と目的をふまえ、法令等、定款その他法人の規程類等を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

3. 社員は、法人倫理規程及び利益相反規程に基づき、社員の就業状況等を報告しなければならない。

(コンプライアンス推進体制)

第4条 法人におけるコンプライアンス実行に関する最終的な責任は、法人の理事長がこれを有する。理事長は本規定に従って適正に事業運営するよう監督し、本規定、法令等に反した場合には、必要に応じて懲戒処分等の不利益処分を行う。

2. 法人におけるコンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス責任者を置く。

3. コンプライアンス責任者は、理事の中から理事長が指名する。

4. コンプライアンス責任者は、コンプライアンス実施計画を定め、社員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善を指導する。

5. コンプライアンス責任者は、必要に応じてコンプライアンス副責任者やコンプライアンス部門を設ける事ができ、コンプライアンス推進業務の補佐にあたらせる事ができる。

6. コンプライアンスを適切に行うために、外部の有識者等が過半を占めるコンプライアンス委員会を設置する。理事長およびコンプライアンス責任者は各種法令の定めるところ、およびコンプライアンス委員会の決定に従わなければならない。

7. コンプライアンス委員会に特定のコンプライアンス事案への対応を目的とする部会を置くことができる。

(コンプライアンス委員会の構成)

第5条 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げるものを委員として構成する。コンプライアンス委員会の委員は、本条2項から4項で規定する条件に合致するよう、理事長が指名又は委嘱する。

(1) 法人の役員のうち、理事長が指名する者

(2) 上記法人の役員、職員以外の者であって、コンプライアンスに関する意見を述べるに相応しい識見を有する者として理事長が委嘱する者(以下 外部委員 という。)

2. 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成される。

3. 委員は法人の理事、監事、職員を半数以下とし、半数以上を外部専門家とする。

4. 委員は、男女両性をもって構成される。

5. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6. コンプライアンス委員会の委員長は委員の互選により選任する。委員長は会務を総理し、コンプライアンス委員会を代表する。委員長は副委員長を指名し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

(コンプライアンス委員会の運営)

第6条 コンプライアンス委員会は委員長が招集する。

2. コンプライアンス委員会は原則として年に2回以上開催する。但し、不祥事発生時等、必要がある場合は随時これを開催する。また、必要に応じて委員長が召集する。

3. コンプライアンス委員会では利益相反規程に基づき、法人の利益相反全般について、また民間公益活動促進事業の資金分配団体としての活動における実行団体(以下、実行団体)その他の関係先との利益相反についての審議を行う。

4. コンプライアンス委員会は、人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、又は一般の立場の者を代表する委員が1名以上出席する必要がある。

5. 法人におけるコンプライアンス事案に関係する責任者および担当者は、その審議又は採決に参加してはならない。ただし、コンプライアンス委員会の求めに応じて、会議に出席し説明することができる。

6. コンプライアンス委員長は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会を文書又は電子メールによる会議の形式で開くことができる。

7. コンプライアンス委員は倫理審査委員を兼ねることができる。

8. コンプライアンス委員会は倫理審査委員会を兼ねることができる。

(コンプライアンス委員会の役割)

第7条 コンプライアンス委員会は、以下の役割を担う。

1. 平常時

- (1) コンプライアンスのモニタリング実施計画およびチェックリストの承認
- (2) 新たなコンプライアンス事案に関する対策の検討・決定
- (3) コンプライアンス対策の進捗確認
- (4) 実行団体選定規程の適否
- (5) 実行団体選定委員の適否
- (6) その他利益相反に関する重要な事項
- (7) その他コンプライアンスに関する指導監督、助言

2. 不正発生時

- (1) 不正発生時の理事長、コンプライアンス委員長への助言および勧告とその公表

(コンプライアンス責任者の役割)

第8条 コンプライアンス責任者は、以下の業務を実施する。

1. 平常時

- (1) コンプライアンスに係わる事項の洗い出し、評価、見直し、情報の収集・分析
- (2) コンプライアンスのモニタリング実施計画の策定、チェックリストの作成
- (3) コンプライアンス委員会の運営事務、委員長への報告

2. 不正発生時

- (1) 理事長の一元指揮の下での情報収集、対策検討
- (2) コンプライアンス委員長への報告と当該不正に対する主体的対応
- (3) 再発防止策を確実に実施し、その内容の公表

(コンプライアンスに係わる事項の洗い出し・評価、見直し、情報の収集・分析)

第9条 コンプライアンス責任者は、定期的にコンプライアンスに係わる事項を洗い出し、コンプライアンスの種類、想定されるシナリオ、発生の頻度及び損害の程度を評価すると共に、必要な対策を講じる。

(コンプライアンスのモニタリング実施計画、チェックリスト)

第10条 コンプライアンス責任者は、前条により洗い出されたコンプライアンスに係わる事項についてモニタリング実施計画とチェックリストを策定し、コンプライアンス委員会の承認を得る。

2. コンプライアンス委員会で承認が得られたモニタリング実施計画とチェックリストに基づきモニタリングを行う。

3. 本規程策定当初のモニタリング実施計画とチェックリストは別紙の通りとする。

(主要取引先とコンプライアンス対策)

第11条 コンプライアンス責任者は、主要取引先などに対し、コンプライアンスに係る体制整備の推進について協力を求めるとともに、当社のコンプライアンス活動と連携が図られるように調整する。

(教育訓練)

第12条 社員のコンプライアンス能力の向上を図るため、教育・訓練・研修等を継続的に実施する。

(コンプライアンス監査)

第13条 監事、必要に応じ、全社又は特定部門のコンプライアンスに係る監査を実施する。

(主要なコンプライアンス事項等の開示)

第14条 主要なコンプライアンス事項及び取組状況を、事業報告、その他資料により適切に開示する。

(規格外事項)

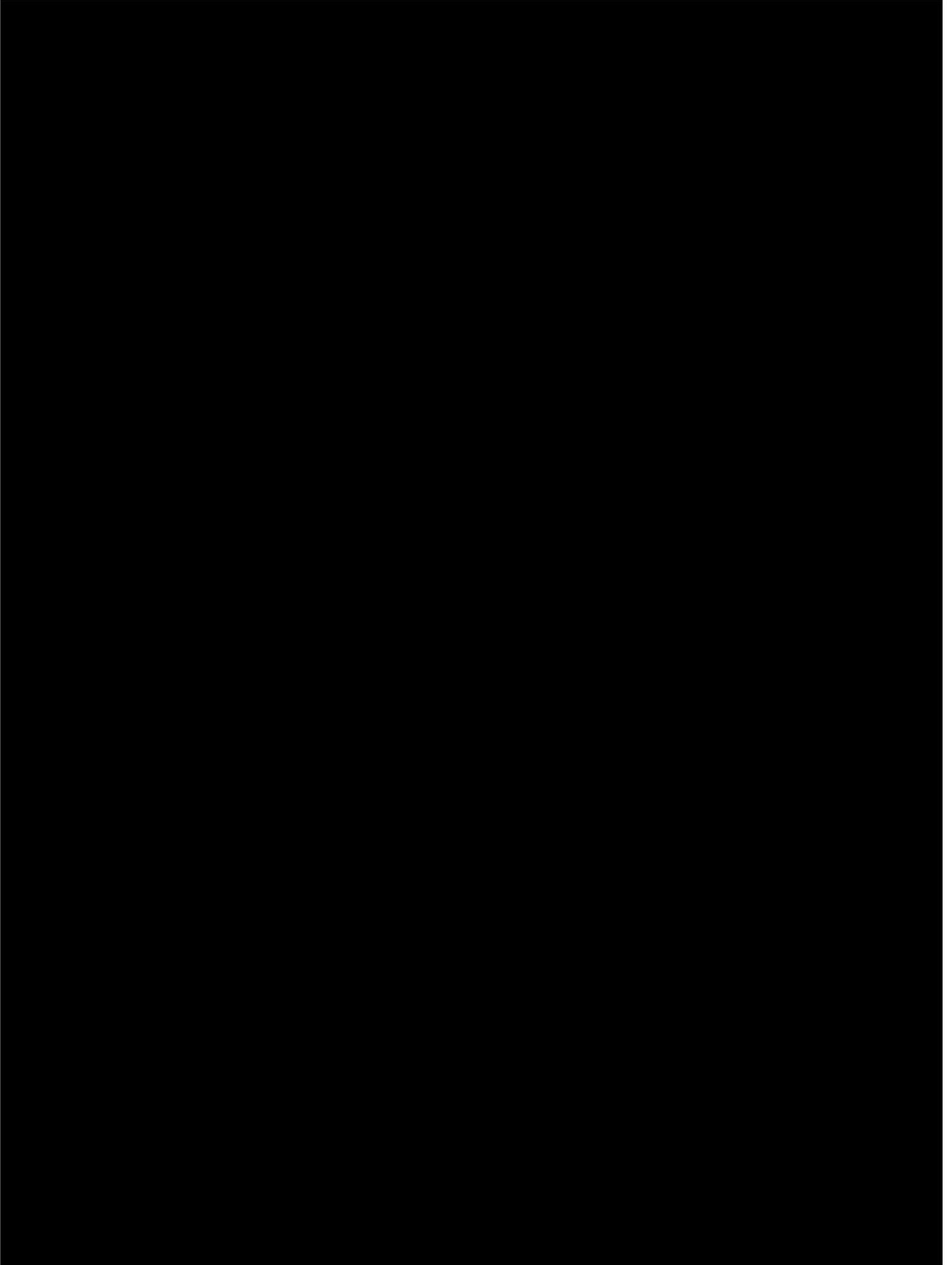
第15条 この規程に定めのない事項については、コンプライアンス責任者が決定する。

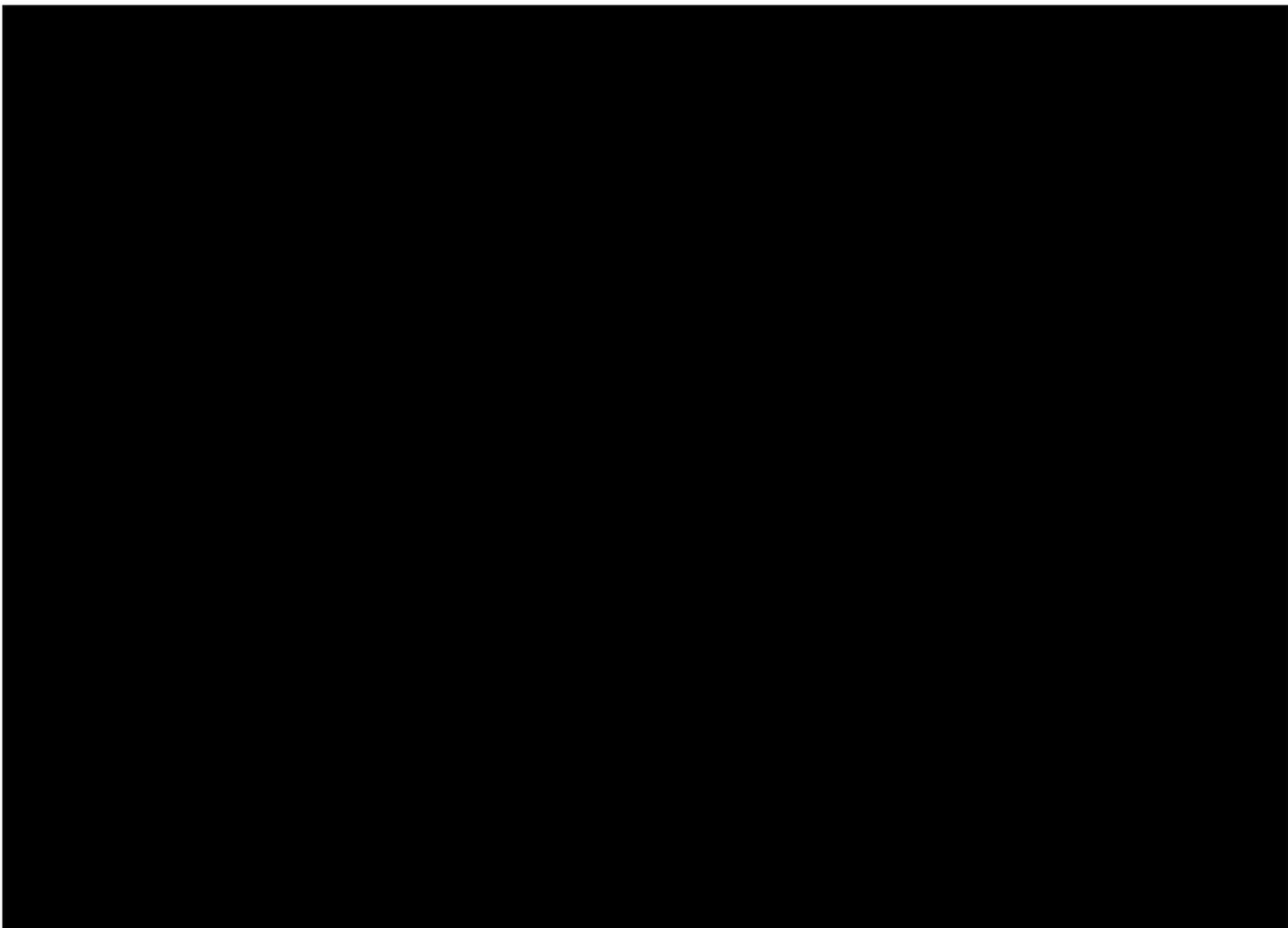
(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。





特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

リスク管理規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）におけるリスクの防止及び損失の最小化を図るため、リスクの管理について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) リスク 法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものをいう。
- (2) 具体的リスク リスクが具現化した次に掲げる事象をいう。ただし、具体的リスクのうち、個人情報保護及び情報システムに係るものについては、個人情報保護基本規程、その他の関連規程等に定めるところによるものとする。
 1. 信用の危機：不全な事業活動、欠陥のある情報等による法人イメージの低下
 2. 財政上の危機：収入の減少、資金の運用の失敗等による財政の悪化
 3. 人的危機：労使関係の悪化、役員間の内紛、理事長の継承問題等
 4. 外部からの危機：自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の流行、反社会的勢力からの不法な要求等
 5. その他：1. から4. までに準ずる事象

(緊急事態)

第3条 緊急事態とは、次に掲げる事件によって、法人の理事及び監事並びに職員（以下 社員 という。）にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害 地震、風水害等の災害
- (2) 事故 次に掲げるものをいう。
 1. 爆発、火災、建物の倒壊等の重大な事故
 2. 法人の事業に起因する重大な事故
 3. 社員に係る重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症の流行
- (4) 犯罪 次に掲げるものをいう。
 1. 建物の爆破及び放火、社員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃
 2. 社員による背任、横領等の不祥事
- (5) 法人の法令違反に伴う官公庁による立入検査
- (6) その他(1)から(5)までに準ずる事件

(基本的な責務)

第4条 社員は、業務の遂行に当たって、法令、法人の定款及び規程等に定めるリスクの管理に関する規定を遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第5条 社員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、最小のコストで最良の結果を得られるよう、具体的リスクを回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2. 理事及び監事は、当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について理事長に意見を述べなければならない。

3. 職員は、業務上の意思決定を求めるときは、職務権限規程に基づき、当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について意見具申をしなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 社員は、具体的リスクが発生した場合は、これに伴い生じる法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行わなければならない。

2. 社員は、具体的リスクが発生した場合は、直ちに、理事長に報告するとともに、当該具体的リスクの処理について関係部門と協議を行い、理事長の指示に従わなければならない。

3. 社員は、具体的リスクに起因する新たな具体的リスクの発生に備え、前条に規定する措置を講じなければならない。

(具体的リスクの発生に対する処理後の報告)

第7条 社員は、具体的リスクの発生に対する処理が完了した場合は、当該処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第8条 社員は、市民、利用者、取引先等から口頭、文書等により苦情等を受けた場合は、当該苦情等が具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、適正に対応するとともに、速やかに、理事長に報告するものとする。

(緊急事態発生の通報)

第9条 緊急事態の発生を認知した社員は、速やかに、所定の通報先に通報しなければならない。

2. 前項の通報は、原則として、次に掲げる経路によって行うものとする。

経路： 緊急事態発生の認知者<職員(常勤、臨時)> → 担当理事、監事 → 理事長

3. 通報は、迅速さを最優先するものとし、前項の経路で直接の通報先が不在等で通報ができない場合は、直接の通報先を超えて次の通報先に行うものとする。

4. 極めて緊急な場合は、前2項にかかわらず、直接の通報先に通報すると同時に、その先の通報先に通報する等の臨機の措置を講ずるものとする。

5. 通報は、随時中間報告を行うものとする。

(情報管理)

第10条 理事長は、緊急事態の発生の通報を受けた場合は、当該緊急事態の発生に係る情報管理を含めてリスク管理上の適切な指示を行うものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第11条 社員は、第3条で定めた緊急事態が発生した場合は、以下に定めるところにより対応することとする。ただし、次条に規定する緊急対策本部を設置する場合は、当該緊急対策本部の指示に従い、対応するものとする。

緊急事態	対応方針
(1) 自然災害 地震、風水害等の災害	人命救助を最優先とする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 自然災害対策の強化を図る。
(2) 事故 1. 爆発、火災、建物の倒壊等の重大な事故	人命救助を最優先とする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 自然災害対策の強化を図る。
(2) 事故 2. 法人の事業に起因する重大な事故	関係者の安全を最優先とする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 事故の再発防止を図る。
(2) 事故 3. 社員に係る重大な人身事故	人命救助を最優先とする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 事故の再発防止を図る。
(3) インフルエンザ等の感染症の流行	人命救助を最優先とする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 予防及び再発防止を図る。
(4) 犯罪 1. 建物の爆破及び放火、社員の誘拐、脅迫等 外部からの不法な攻撃	人命救助を最優先とする。 不当な要求に屈せず警察署と連携して対処する。 予防対策の強化を図る。
(4) 犯罪 2. 社員による背任、横領等の不祥事	真実を明らかにする。 必要に応じて、官公庁に連絡する。 再発防止を図る。
(5) 法人の法令違反に伴う官公庁による立入検査	真実を明らかにする。 再発防止を図る。

(6) その他(1)から(5)までに準ずる事件	緊急事態に応じた対応を行う。
-------------------------	----------------

(緊急対策本部の設置)

第12条 理事長は、重大と認める緊急事態が発生した場合又はその発生が予測される場合は、緊急対策本部を設置するものとする。

2. 緊急対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) リスク管理統括責任者 理事長(理事長が不在等の場合は、副理事長)
- (2) リスク管理統括副責任者 副理事長(副理事長が不在等の場合は、コンプライアンス責任者)
- (3) 部員 リスク管理統括責任者が指名する社員

(緊急対策本部の会議)

第13条 緊急対策本部の会議は、緊急対策本部の設置後直ちに、出席可能な社員の出席により開催する。

(緊急対策本部の所掌事項)

第14条 緊急対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析に関すること。
 - (2) 応急処置の決定及び指示に関すること。
 - (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定に関すること。
 - (4) 広報及び外部連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定に関すること。
 - (5) 法人内の連絡の時期及び方法の決定に関すること。
 - (6) 指示及び連絡ができないときのその代替措置の決定に関すること。
 - (7) 対策を実施する上での分担等の決定、対策の指示及び対策実行の確認に関すること。
 - (8) その他緊急対策本部として必要と認める事項に関すること。
2. 首都直下地震等が発生した場合及びその発生が予測される場合は、理事長が別に定める地震対策ガイドラインによるものとする。

(社員への指示及び命令)

第15条 リスク管理統括責任者は、緊急事態を解決するに当たり、必要と認める場合は、社員に対し、行動を指示及び命令することができる。

2. 社員は、リスク管理統括責任者から指示及び命令が出された場合は、その指示及び命令に従って行動しなければならない。

(報道機関、所管官公庁への対応)

第16条 緊急事態の発生に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を及ぼさない範囲において、当該取材の申入れに応じるものとする。

第17条 緊急事態のうち所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に届け出るものとする。

2. 所管官公庁への届出は、原則として、リスク管理統括責任者が行うものとする。

(緊急対策本部の解散)

第18条 緊急対策本部は、緊急事態が解決し、かつ、再発防止策を講じた場合は、解散するものとする。

(理事会への報告)

第19条 理事長は、緊急事態の解決策を実施した場合は、その直後の理事会に、次の事項を報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用額
- (4) 懲戒処分の有無及び懲戒処分等があった場合のその内容
- (5) 今後の対策方針

(懲戒処分)

第20条 理事長は、社員が次のいずれかに該当することとなった場合は、就業規則(に基づき懲戒処分とすることができる。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与したことが明らかなき。
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予見しながら、その予防策を意図的に講じなかったことが明らかなき。
- (3) 具体的リスクの解決について、理事長又はリスク管理統括責任者の指示又は命令に従わなかったことが明らかなき。

2. 理事長は、理事及び監事が前項の各号のいずれかに該当することとなった場合は、理事会の決議により戒告又は評議員会に役員解任を議案として提出することができる。

(緊急事態通報先一覧表の作成)

第21条 理事長は、緊急事態の発生に備え、緊急事態通報先一覧表(以下 一覧表)、社員連絡先を作成し、これを社員に周知する。当初設定する一覧表は別紙に掲載する。

2. 一覧表は、少なくとも1年に1回以上点検し、必要に応じた修正を行う等常に最新のものとするよう務めるものとする。

(一覧表の携帯等)

第22条 理事長及び副理事長は、前条の一覧表又は当該一覧表に代わるものを常に携帯もしくは電磁的方法にて所持し、通報先を明らかにしておくものとする。

(規格外事項)

第23条 この規程に定めのない事項については、理事長が決定する。

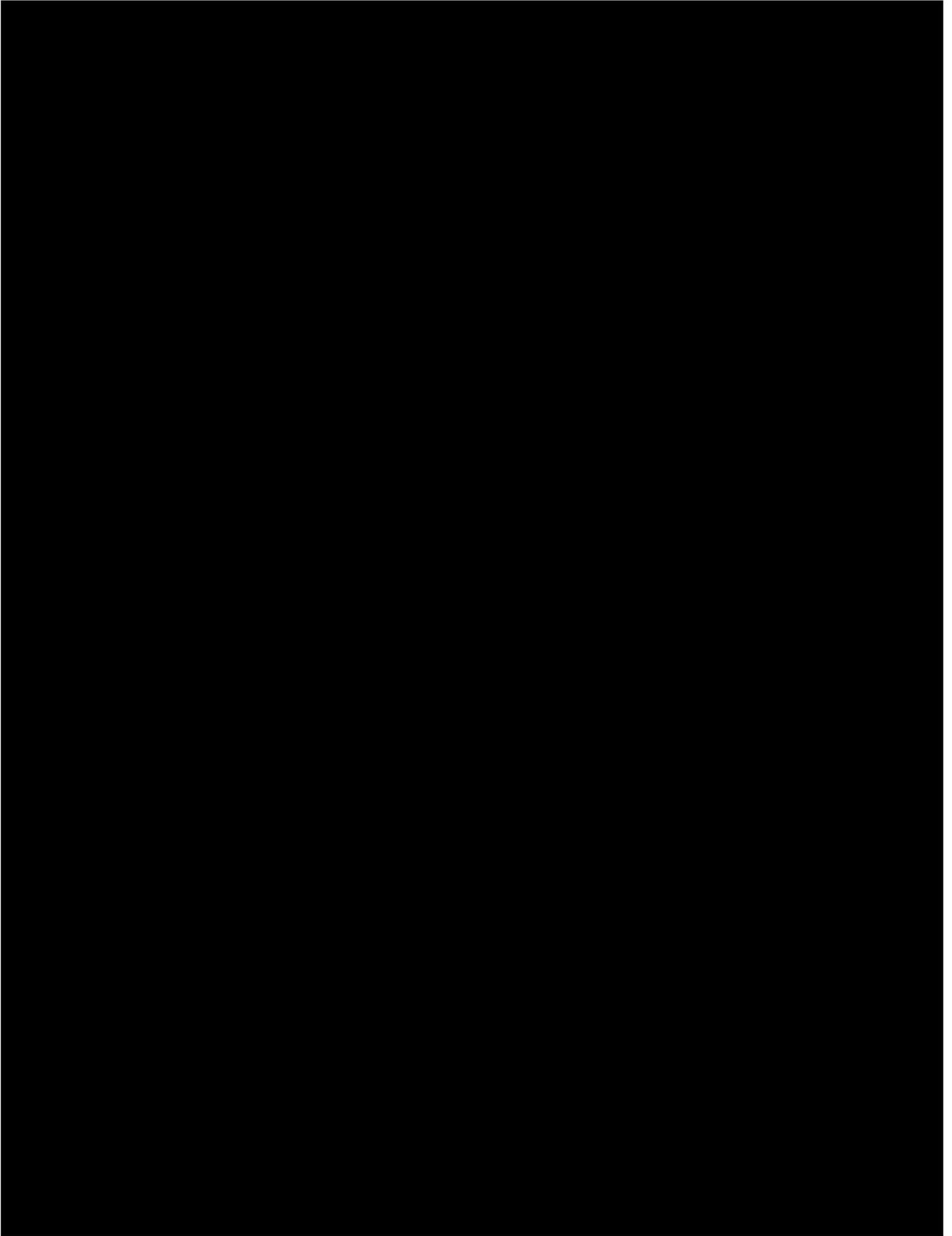
(規程の改廃)

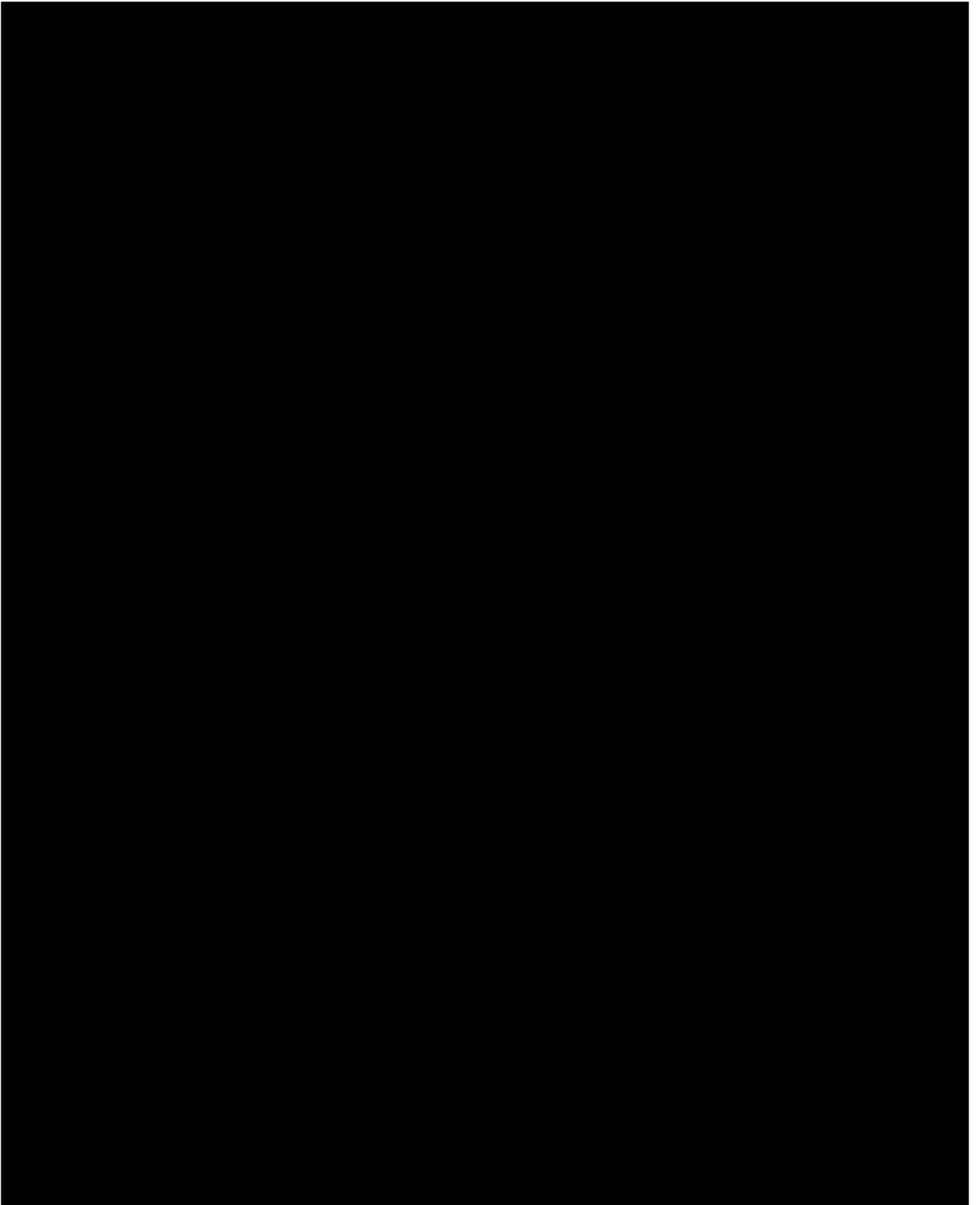
第24条 この規程の改廃は、理事会において行う。

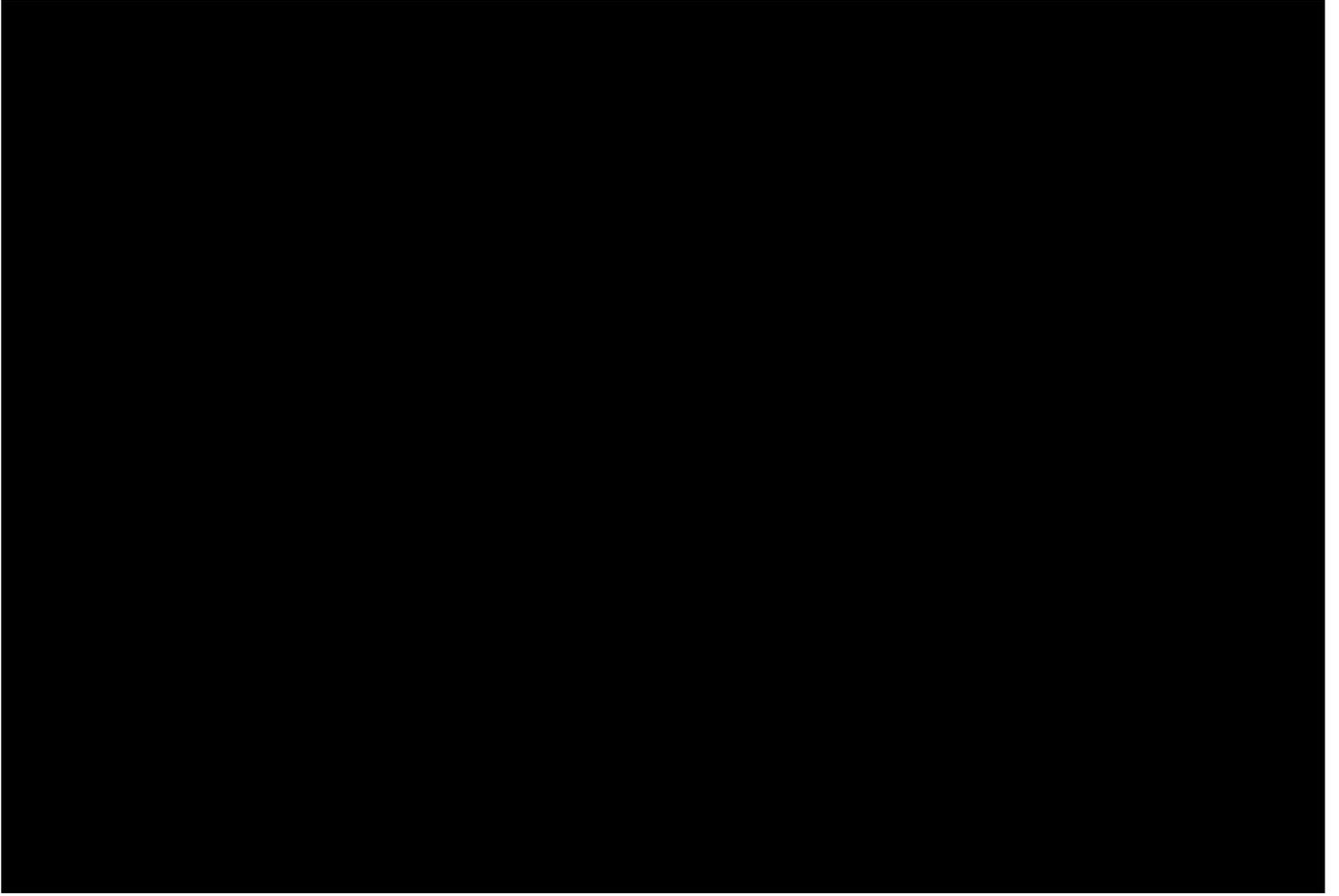
附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

団体の要請により、「団体オリジナルのアイデア」「協力機関・協業者に与える予測不能な不利益が及ぶ情報」について非開示とした。(JANPIA)







特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

事務局規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）は、法人の定款第19条の規定に基づき、事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的として、この規程を策定する。

2. これまで、法人では無給の理事が事務局役を担ってきているが、一部の理事に過度な負担となり、業務継続が困難とならないよう、事務局を設置して適切なガバナンスを行うことを目的とする。

3. 適任の事務局長、事務局員が見つからない場合は、理事長、理事が継続してその任にあたる。

(事務局)

第2条 事業運営を行う理事と事務局との役割分担を本規程に定める。

2. 事務局が拡充され、今後事務局内の職務分掌が必要となる場合は、本規程を見直し部署を設置するなどの対応をする。

3. 業務の分掌は、別紙に定める。

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて事務局員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 事務局員は、事務局長の命を受けて、各業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2. 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、理事長、理事、事務局長、事務局員が文書によって立案し、職務権限規程別表の区分に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。

2. 事務局長、理事、理事長は、必要に応じて 理事会の決裁を得る。

(代理決裁)

第7条 理事長、理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に 文書管理規程 に定める。

(細則)

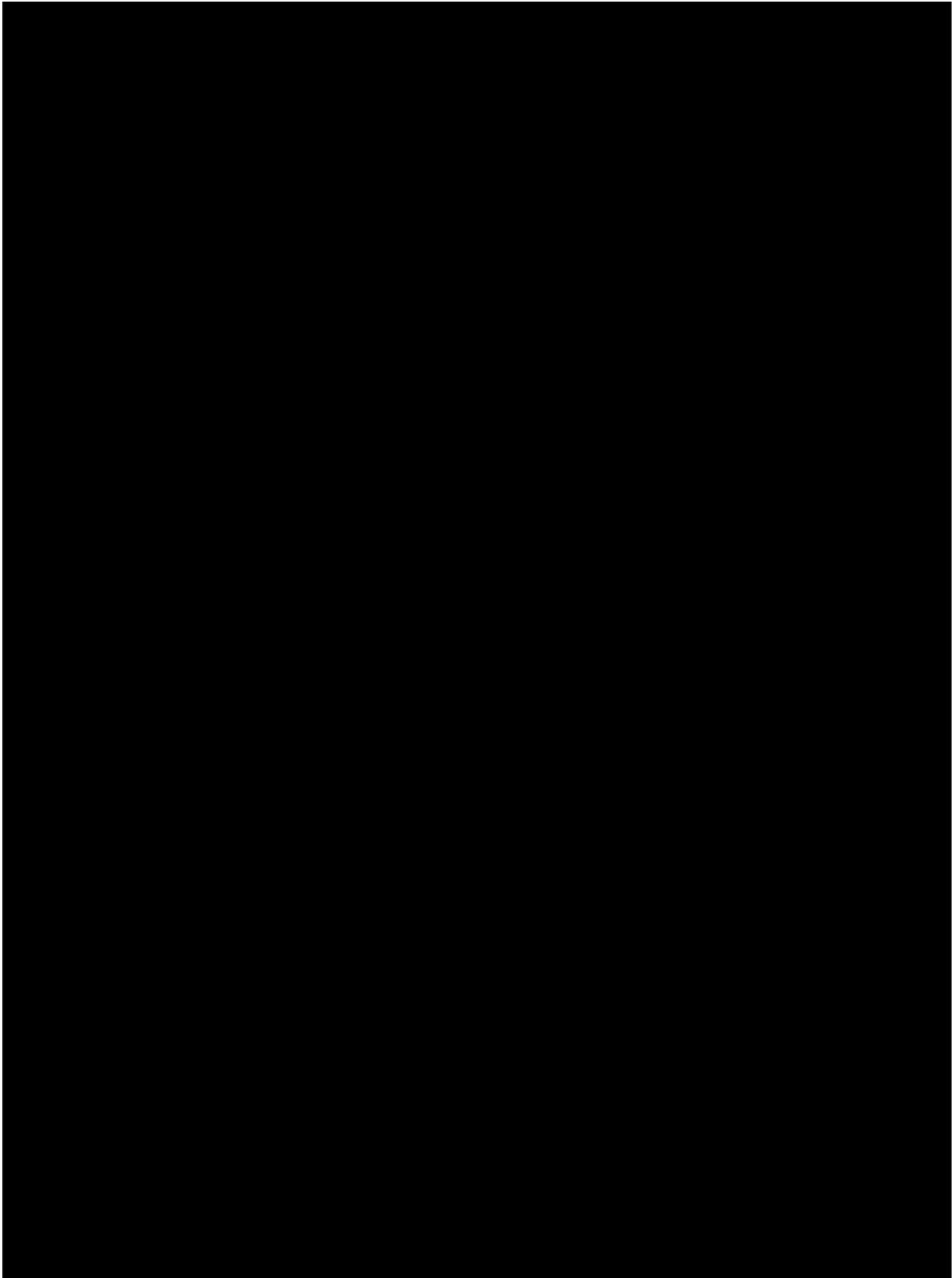
第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。





特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

文書管理規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）は、法人における文書の取扱いに関するこの規程を定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、法人文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、この法人の理事、監事又は職員（以下、社員）が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）であって、法人が保有しているものをいう。

(事務処理の原則)

第3条 この法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。

2. 前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらないで事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

(取扱いの原則)

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(総括文書管理者)

第5条 この法人に総括文書管理者1名を置く。

2. 総括文書管理者は、事務局長とする。
3. 事務局長が不在の場合は、理事もしくは理事長がこれを代行する。
4. 総括文書管理者は、法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

(文書管理担当者)

第6条 事務局内に文書管理担当者を置く。

2. 文書管理担当者は、事務局長が任免する。
3. 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。
4. 文書管理担当者が設置されない場合、総括文書管理者は、文書管理担当者の事務を代替する。

(決裁手続き)

第7条 文書の起案は、事務局規程に定める。

2. 前項の規定により起案した文書は、職務権限規程別表の区分に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。

3. 起案文書についての様式等は定めず、日時、経緯がわかるよう、なるべく電磁的方法により行う。

(受信文書)

第8条 法人受信した文書(以下 受信文書、ただし、関連する事案が軽微なものは除く。)は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2. 文書管理担当者は、グループウェアを用いて受信文書を電磁的方法で保管する。

(外部発信文書)

第9条 法人が外部に発信する文書(以下 発信文書、ただし、関連する事案が軽微なものは除く。)は、理事の職務権限規程別表の区分により、これに定める決裁権者の決裁を受けて発信する。

2. 発信文書については、原則として電磁的方法で行い、発信日、発信者などの情報を残す。

(整理及び保管)

第10条 法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該法人文書に係る業務を行う理事もしくは事務局において行う。

(保存期間)

第11条 法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

2. 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

(廃棄)

第12条 保存期間を経過した法人文書は廃棄する。ただし、理事長又は事務局長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(規格外事項)

第13条 この規程に定めのない事項については、理事長が決定する。

(規程の改廃)

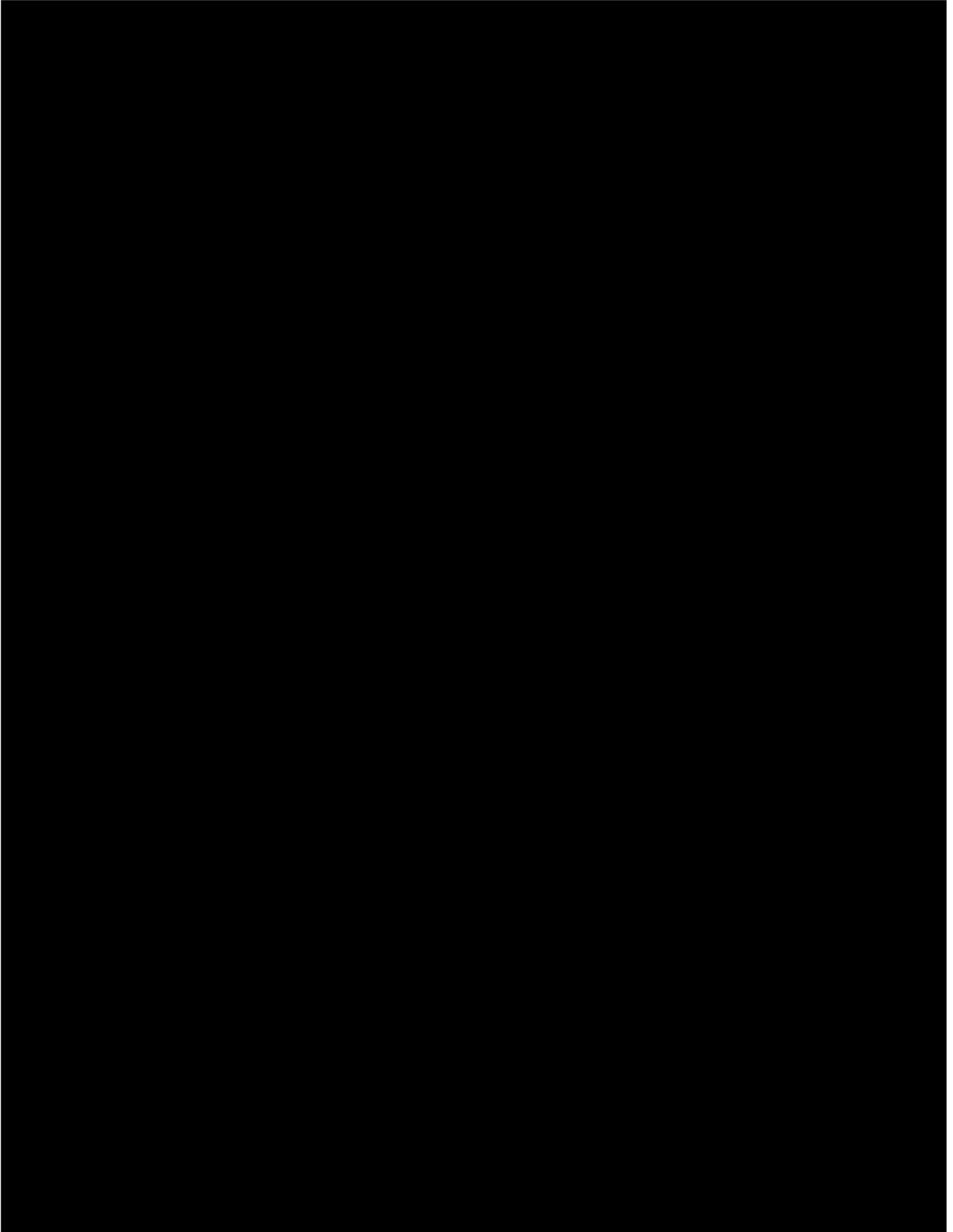
第14条 この規程の改廃は、理事会において行う。

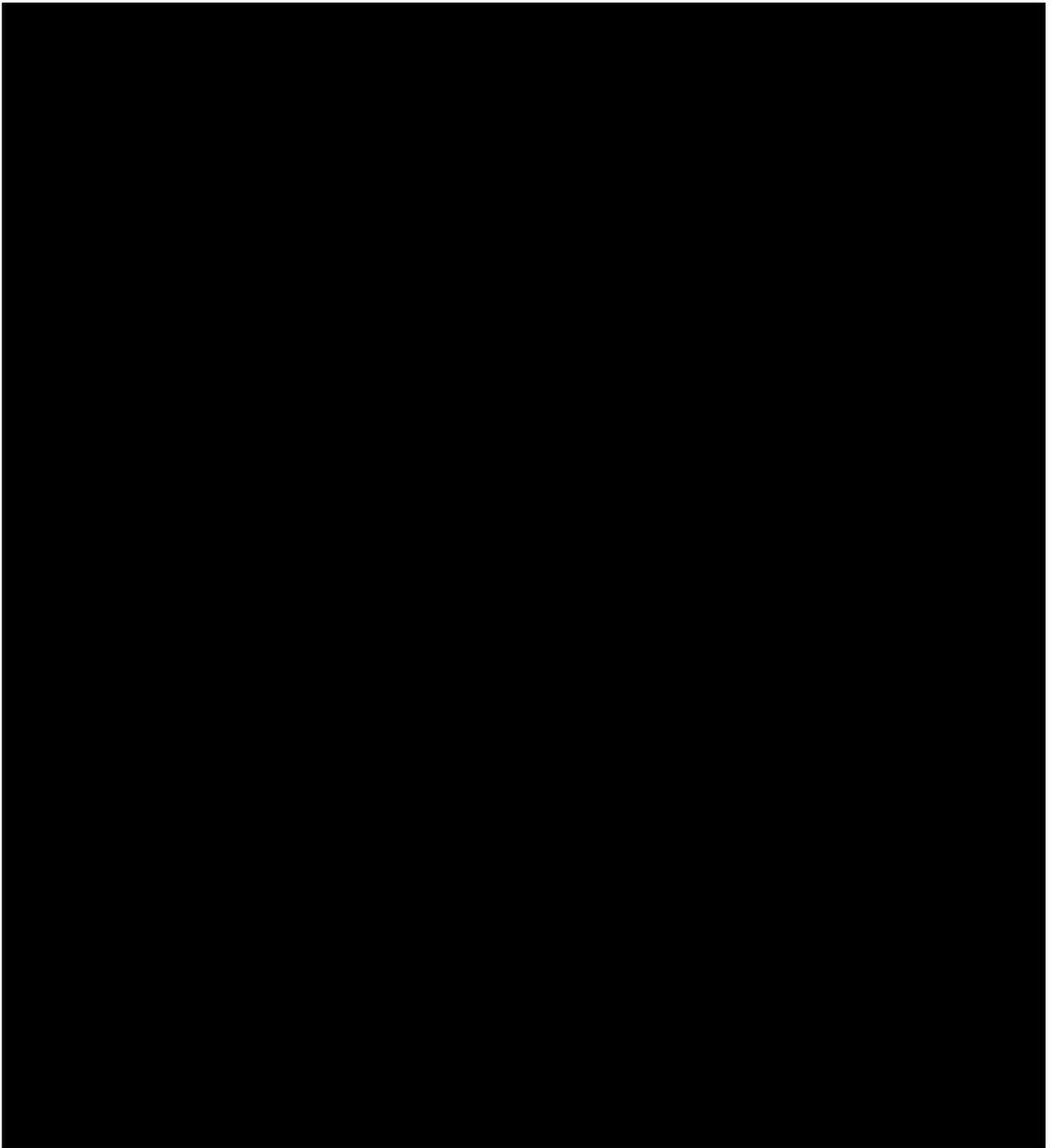
附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

別表

団体の要請により、「予測不能な不利益を被る情報」について非開示とした。
(JANPIA)





特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

利益相反管理規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）は、法人における、利益相反行為を防止するために必要な事項を定めることを目的としてこの規程を定める。

2. 法人においては、法人のすべての理事、監事、顧問はいずれも無給で奉仕しており、何らか別の業務を行い、あるいは事業を営み生計を立てている。

3. 法人の非営利活動事業に対しての社会的ニーズは益々高まっており、今後もこのようなボランティアの精神が損なわれることのないよう、またスタッフ等の拡充によって、利益相反の行為が発生しないよう、本規程を定めるものとする。

4. とくに民間公益活動促進事業、資金分配団体としての活動における実行団体の選定など、公的資金を運用する団体として、法人の業務に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は法人のすべての理事、監事および職員（以下、社員）に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利益相反（状態）： 法人の社員が職務に従事する場合のうち、自己または第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為： 利益相反状態において、法人の社員が自己または第三者の利益を図り、法人の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報： 法人の社員につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 社員は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2. 社員は、理事、監事、職員、その他の個人・団体（民間公益活動促進事業、資金分配団体としての活動における実行団体を含む）に対して、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3. 利益相反の防止を目的として、法人からの助成または貸付を受ける団体（実行団体を含む）の理事、取締役、評議員、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の法人への関与を禁ずる。

4. 社員は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(利益相反関係の種類)

第5条 社員は、個人あるいは別に所属する団体の構成員（以下、社員の団体）として、法人と取引関係にある場合、以下の3類型に分ける。

- ① 法人が対価を支払う財、サービスを社員の団体に販売している場合
 - ② 法人が対価を支払う財、サービスを社員の団体から購入している場合
 - ③ 法人が対価を支払う財、サービスを社員の団体から購入している場合で、かつその取引単価が実費を中心として算出され、むしろ、社員による法人への貢献となっている場合
2. 前項の類型③の場合、利益相反とはならないが、理事長による確認を要す。
 3. 類型①、②の場合は法人の意思決定者として社員としての就任を認めない。
 4. 理事長は自己申告の内容を理事会およびコンプライアンス委員会に公表し、異議等があれば見直しを行う。民間公益活動促進事業等、外部監査等で必要な場合はすみやかに報告を行う。

（自己申告）

第6条 社員は就任または採用時ならびに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

2. 社員は、毎年7月と1月に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。
3. 前2項に規定する自己申告は別紙様式のとおり利益相反情報を記載し、書面または電磁的記録とする。

（委員の禁止事項）

第7条 法人が各種規程で定義する委員（以下、委員）についても、別表のとおり実行団体の理事、取締役、評議員、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者が就任することを禁ずる。

2. 法人の理事長は、委員に対して別紙様式に定める自己申告を求め、実行団体に対して、特別の利益を与える行為を禁ずる。
3. 法人の理事長、理事およびコンプライアンス責任者は、委員に申告漏れがないよう、利益相反とならないよう、日頃から円滑なコミュニケーションを図り、未然に防止する責務を負う。

（外部研究者）

第8条 法人が整備する前向きコホート研究のプラットフォームに参画している外部の研究者については、法人との間に利益相反関係がなく、より開かれた多くの研究者、医師に参画を呼びかけていることから、実行団体の理事、取締役、評議員、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者が就任することを禁じない。

2. 前項の場合でも実行団体に対して、特別の利益を与える行為を禁ずる。

（コンプライアンス委員会）

第9条 法人はこれらの利益相反関係をモニタリングするため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会、コンプライアンス責任者を設置する。

2. 理事長は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(実行団体選定委員会)

第10条 法人は実行団体の選定にあたり、実行団体選定規程に基づき、利益相反関係のない実行団体選定委員会を設ける。

(利益相反に関する重要事項)

第11条 次の事項はコンプライアンス委員会の助言を受けた上で決定するものとする。

- (1) 実行団体選定規程の適否
- (2) 実行団体選定委員の適否
- (3) その他利益相反に関する重要な事項

(調査等)

第12条 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る（もしくは係るおそれのある）社員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

2. コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る（もしくは係るおそれのある）委員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。委員が調査に応じない場合は、実行団体選定規程に基づき、実行団体から外す。

3. コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、関係者または外部専門家の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(審議結果)

第13条 コンプライアンス委員会が第12条第1項および2項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る社員および委員に対し改善勧告を行う。

2. 前項の勧告を受けた社員は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行なった行為を速やかに報告しなければならない。

3. 理事長は、コンプライアンス委員会に対し、委員が勧告を受けて行なった行為を速やかに報告しなければならない。

(規格外事項)

第14条 この規程に定めのない事項については、コンプライアンス責任者が決定する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。

別表

民間公益活動促進事業の資金分配団体としての活動における
実行団体との利益相反

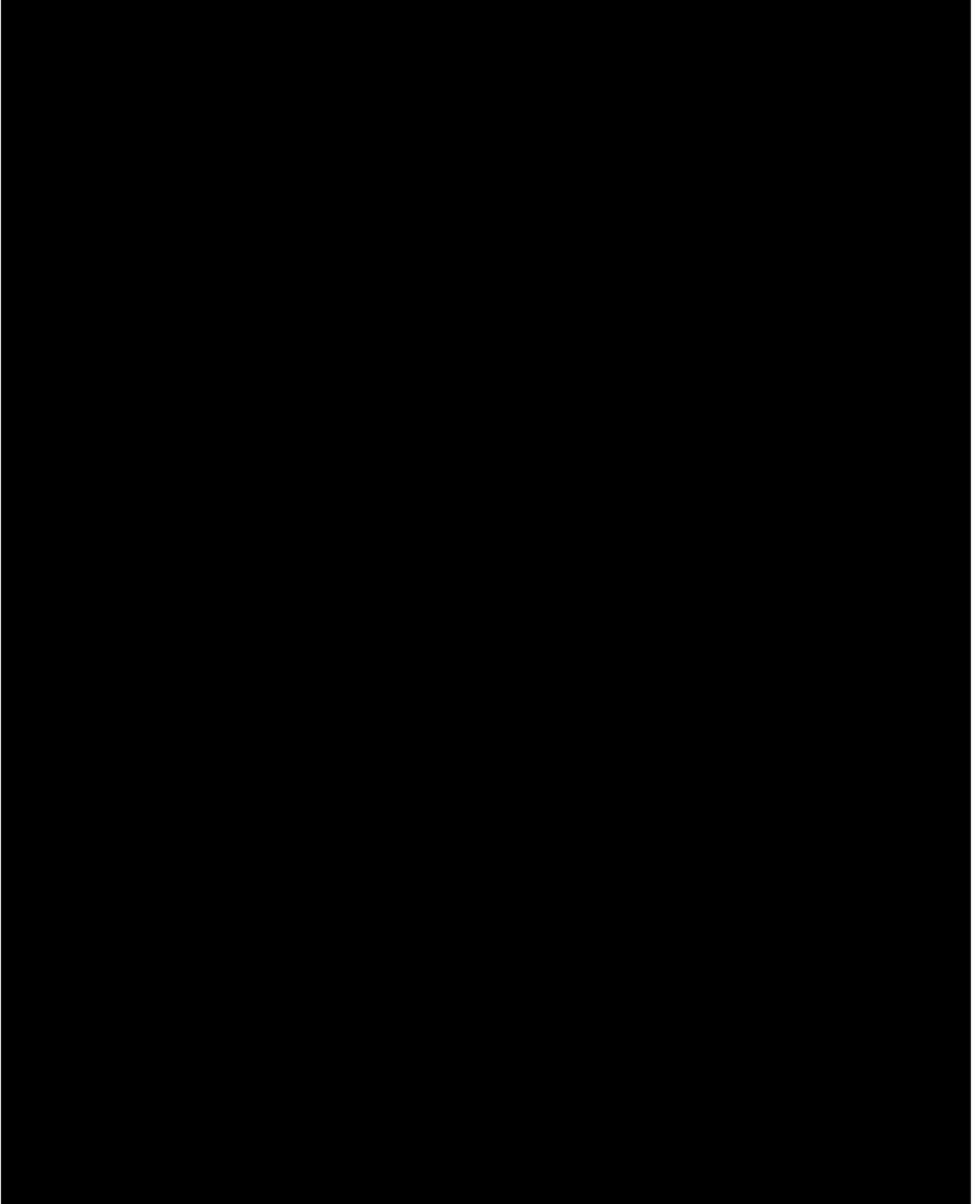
最終改定日：2019年7月25日

所属	実行団体※1 の意思決定に関与する権限を有する者
法人の理事（理事長、副理事長を含む）	禁止
法人の監事	禁止
法人の職員（常勤、非常勤と問わず）	禁止
法人の顧問	禁止
法人の会員（総会での議決権）	禁止
法人の倫理審査委員（外部委員）	禁止
法人の実行団体選定委員（外部委員）	禁止
法人のコンプライアンス委員（外部委員）	禁止
法人のその他の委員（外部委員）	禁止
グリーンコホート研究会（外部研究者）※2	特別の利益を与えない場合は禁止しない

※1 民間公益活動促進事業、資金分配団体としての活動における実行団体

※2 当該外部研究者が法人の社員（理事、監事、職員）、顧問、会員、委員）である場合はその所属を優勢する。

別紙様式



特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために

法人倫理規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもたちのこどもたちのこどもたちのために（以下、法人）は、その設立の趣意に基づき、こどもたちのこどもたちのこどもたち つまり将来のひとたちがいかに幸せになれるかを考え、行動し、実現していくための事業活動を続けてきた。事業の発展に伴い、将来世代のための社会貢献活動におけるこの法人の重要性が増している。今後も多様な参加者を引き寄せ、かつ強固なガバナンス・コンプライアンス体制を保ちつつ成長を続けるため、その行動規範となる法人倫理に関する基本的事項を明文化し定めることを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 法人およびすべての法人の理事及び監事並びに定款第4章に定める職員（以下、社員）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 法人および社員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 法人および社員は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍・民族・宗教・性別・年齢等、いかなる理由によっても個人の尊厳を傷つける行為は行わない。

(法令等の遵守)

第5条 法人および社員は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

(私的利益の禁止)

第6条 法人および社員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 法人および社員は、その職務の執行に際し、法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、利益相反管理規程に定める所定の手続きに従わなければならない。

(特定の利益を与える行為の禁止)

第8条 法人および社員は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、内閣府、東京都、正会員、基金拋出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(反社会的勢力排除)

第11条 法人および社員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断しなければならない。

(研鑽)

第12条 社員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(個人情報保護)

第13条 法人および社員は、個人情報保護基本規程に則り、個人情報を保護しなければならない。

(規程順守の監視)

第14条 法人は、コンプライアンス規程に基づき、この規程の遵守状況を監視する。

(規格外事項)

第15条 この規程に定めのない事項については、コンプライアンス責任者が決定する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は2019年7月25日から施行する。